

マイナンバーカードと健康保険証が一体化します

12月2日から マイナ保険証が基本に

本年12月2日に、現行の保険証の廃止が予定されています。その場合、新たに健康保険に加入する人や健康保険を変更した人、保険証を紛失した人への保険証の発行はできなくなります。

12月2日以降、医療機関を受診するときは、マイナ保険証（健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード）か資格確認書、または有効期限が切れていない保険証のいずれかをご利用ください。

マイナ保険証のない人へ 資格確認書を交付します

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入していて、次のいずれかに該当する人には、市から資格

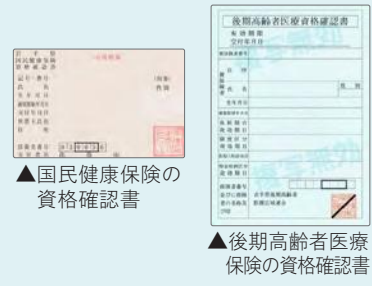
お持ちの保険証の有効期限が切れた後、または12月2日以降に加入の人が、医療機関を受診する際は

マイナ保険証登録をした
マイナンバーカード



または、

資格確認書



をご利用ください

確認書を交付します。

- ① マイナンバーカードを持っていない人
- ② マイナンバーカードに保険証利用（マイナ保険証）登録をしていない人
- ③ DV被害者など、マイナポータルや医療機関などで自己負担情報を見ることができない人
- ④ マイナ保険証の利用登録解除を希望する人

- ⑤ マイナ保険証を破損などによって再交付申請中の人
 - ⑥ そのほかマイナ保険証での受診が困難な人
- ①～③に該当する人には、保険証の有効期限が切れる前に、市から郵送で資格確認書を交付します。
- ④～⑥に該当する人は、交付に申請が必要です。マイナンバーカードや運転免許証などの身分証

をお持ちの上、本館国保医療課または各総合支所健康福祉係へ申請してください。

※④に該当する人の申請は現在受け付け中です。⑤⑥に該当する人は12月2日から受け付けます

カードの交付申請が必要です。申請方法について詳しくは、本館市民登録課（☎41-3547）へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

＊本館国保医療課または各総合支所健康福祉係に、マイナポータルを利用できるパソコンを設置していますので、ぜひご利用ください



マイナンバーカードに マイナ保険証の登録を

お持ちのマイナンバーカードに保険証利用（マイナ保険証）登録をするには、次の方法があります。

- 。医療機関の窓口にあるカードリーダーを使って登録
- 。パソコンやスマホでマイナポータルにログインし登録（＊）
- 。セブン銀行ATMを使って登録

それぞれ詳しい登録手順などは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

なお、マイナンバーカードをお持ちでない人は、マイナンバー



▲マイナポータル

マイナ保険証のメリット

①限度額認定証が一つに

医療費の負担割合のほか、高額療養費の限度額の情報も記録。医療機関窓口での支払い負担が軽減します。

②診療・薬の情報が一つに

特定健診やお薬・診療情報を医師や薬剤師と共有できるので、薬の重複を防ぐなど、治療に役立てることができます。
※本人の同意が必要です

③医療費を節約できる

紙の保険証よりも、医療費が1回につき20円安くなり、自己負担額が低くなります。

マイナ保険証 医療機関での使い方

医療機関受診時は、窓口にあるカードリーダーにマイナンバーカードを置いてください。顔認証または暗証番号を入力し、本人確認を行います。

診療、服薬、検診情報の利用について同意の確認を行った後、受付付け完了です。



現在、各医療機関にはマイナ保険証の対応が義務化されています。マイナ保険証に対応している医療機関には、ステッカーやポスターが掲示されていますので、ご確認ください。また、厚生労働省のホームページから、対応している医療機関を確認することもできます。



▲マイナ保険証対応を示すステッカー



◀厚生労働省のホームページ

ちょっと気になる Q&A

今持っている保険証は使えなくなりますか？



現在お持ちの国民健康保険・後期高齢者医療保険の保険証は、有効期限（最長令和7年7月31日）が切れるまでは使うことができます。

社会保険の保険証は12月2日以降も使えますか？



社会保険の保険証は、経過措置として最長令和7年12月1日まで使うことができます。詳しくは、勤務先または加入している医療保険者にお問い合わせください。

保険証を失くしました。病院を受診するにはどうすればいいですか？



マイナ保険証の登録を行うか、資格確認書の交付申請をしてください。マイナ保険証の登録方法は、上記で紹介しています。
※12月1日までは保険証の再発行が可能です

転職して加入する保険が変わりました。マイナ保険証を登録し直さなければなりませんか？



保険の変更によるマイナ保険証の再登録手続きは必要ありません。ただし、これまでどおり保険者への脱退・加入の届け出は必要です。

【問い合わせ】▼本館国保医療課（☎41-3583）▼各総合支所健康福祉係（大迫 ☎41-3127、石鳥谷 ☎41-3447、東和 ☎41-6517）